

長崎労働局発表  
平成27年10月21日

厚生労働省長崎労働局  
職業安定部職業対策課

課長 桑野 栄一  
高齢者対策担当官 馬場 昭則  
(電話) 095-801-0042 (内線458)

## 平成27年「高年齢者の雇用状況」集計結果

### ～「高年齢者雇用確保措置」実施済み企業は97.8%～

長崎労働局(局長 大塚 崇史)は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめた、平成27年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,686社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

また、全国の集計結果については、厚生労働省より本日、公表されております。

今後は、雇用確保措置が未実施である企業に対して、長崎労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施するとともに、生涯現役で働くことのできる企業の普及等に向けた取組を行ってまいります。

## 【集計結果の主なポイント】

### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は97.8%（対前年差1.4ポイント増加）【10ページ表1】

- 中小企業：97.7%（同1.5ポイント増加）
- 大企業：100.0%（同1.0ポイント増加）

### 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,169社（同9社増加）、割合は69.3%（同0.9ポイント減少）【12ページ表4】

- 中小企業では1,118社（同8社増加）、70.7%（同1.0ポイント減少）
- 大企業では51社（同1社増加）、49.0%（同0.5ポイント増加）

(2) 70歳以上まで働ける企業は370社（同26社増加）、割合は21.9%（同1.1ポイント増加）【12ページ表5】

- 中小企業では360社（同24社増加）、22.8%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では10社（同2社増加）、9.6%（同1.8ポイント増加）で、中小企業で導入割合が高い傾向が見られる。

### 3 定年到達者に占める継続雇用状況の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（2,872人）のうち、継続雇用された人は2,465人（85.8%）、継続雇用を希望しない定年退職者は405人（14.1%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は2人（0.1%）【13ページ表6-1】

詳細は、次頁以下をご参照ください。

#### <集計対象>

長崎県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業1,686社

中小企業（31～300人規模）：1,582社

（うち31～50人規模：616社、51～300人規模：966社）

大企業（301人以上規模）：104社

# 1. 高齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は 97.8%（1,649 社）（対前年差 1.4 ポイント増加）、51 人以上規模の企業で 98.2%（1,051 社）（同 1.7 ポイント増加）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 2.2%（37 社）（同 1.4 ポイント減少）、51 人以上規模企業で 1.8%（19 社）（同 1.7 ポイント減少）となっている。

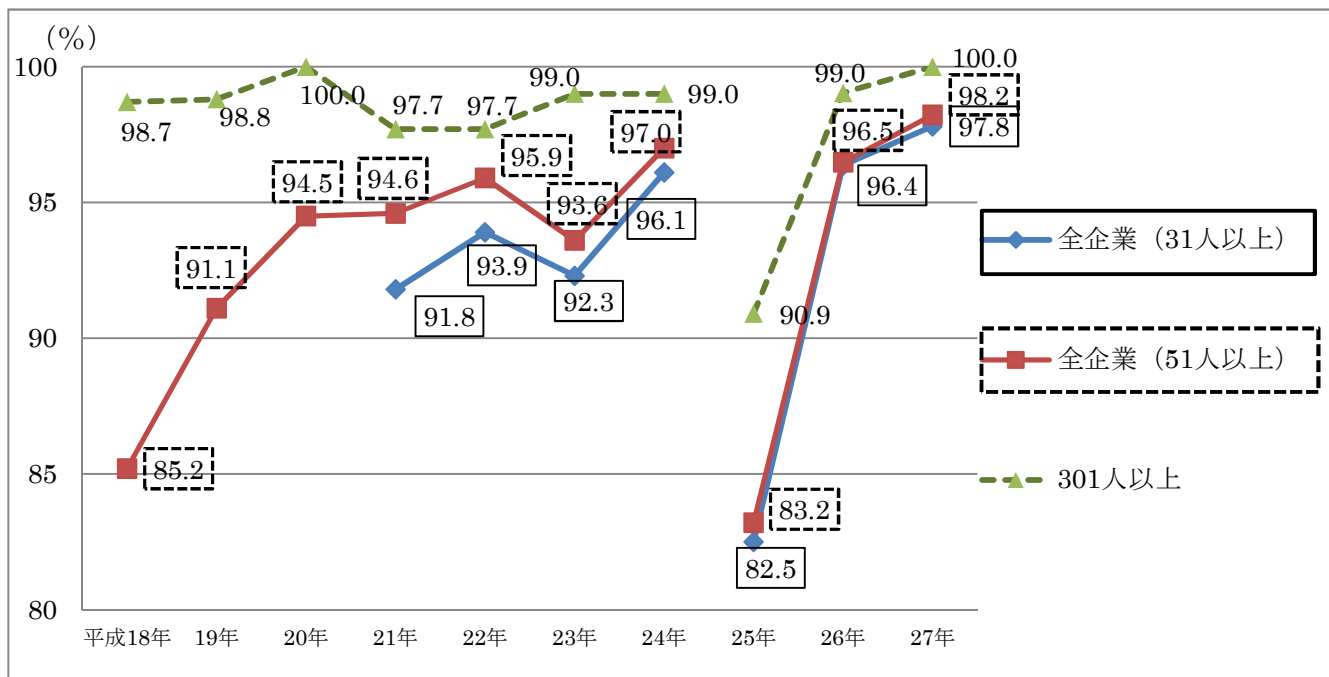
【10 ページ表 1】

## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別にみると、大企業では 100.0%（104 社）（同 1.0 ポイント増加）、中小企業では 97.7%（同 1.5 ポイント増加）となっている。

【10 ページ表 1】

<参考グラフ>



※ 平成 25 年 4 月に制度改正（継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成 24 年度と平成 25 年度の数値は単純比較できない。

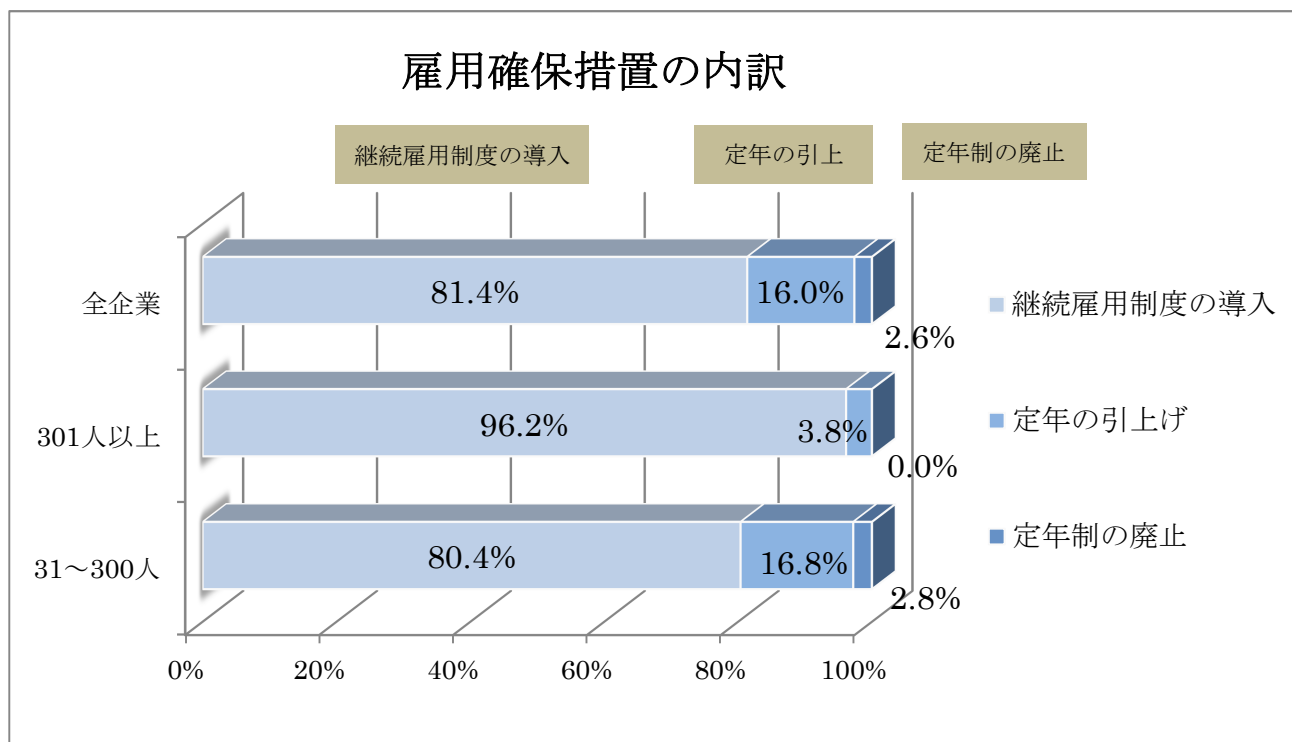
## (3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.6%（43 社）  
（同 0.4 ポイント減少）
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.0%（264 社）  
（同 0.3 ポイント増加）

③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は81.4%（1,342社）（同0.1ポイント増加）となっており、定年制度（①、②）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度（③）により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっている。【11 ページ表 3-1】

<参考グラフ>



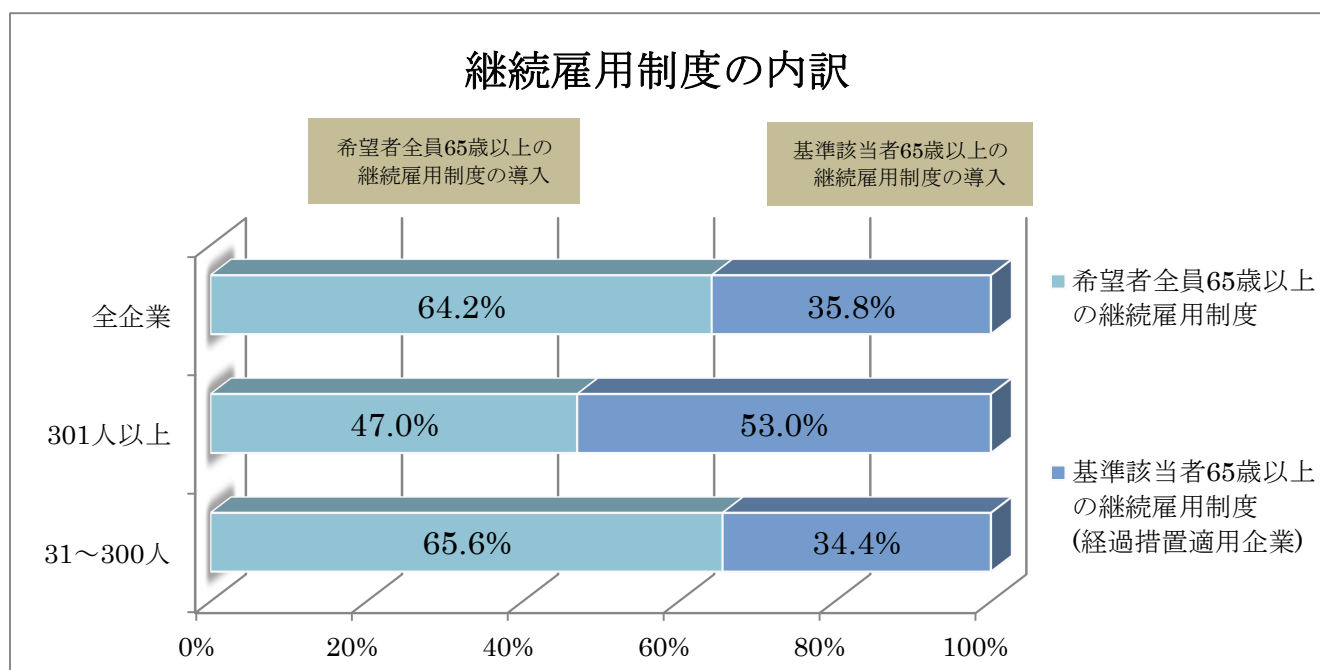
(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,342社）のうち、

①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は64.2%（862社）（同2.4ポイント減少）

②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は、35.8%（480社）（同2.4ポイント増加）となっている。【11 ページ表 3-2】

<参考グラフ>



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,342社）の継続雇用先について、自社のみである企業は95.4%（1,280社）（同0.4ポイント増加）、自社以外の継続雇用先（親会社・子会社、関連会社等）のある企業は4.6%（62社）（同0.4ポイント減少）となっている。【11ページ表3-3】

## 2. 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

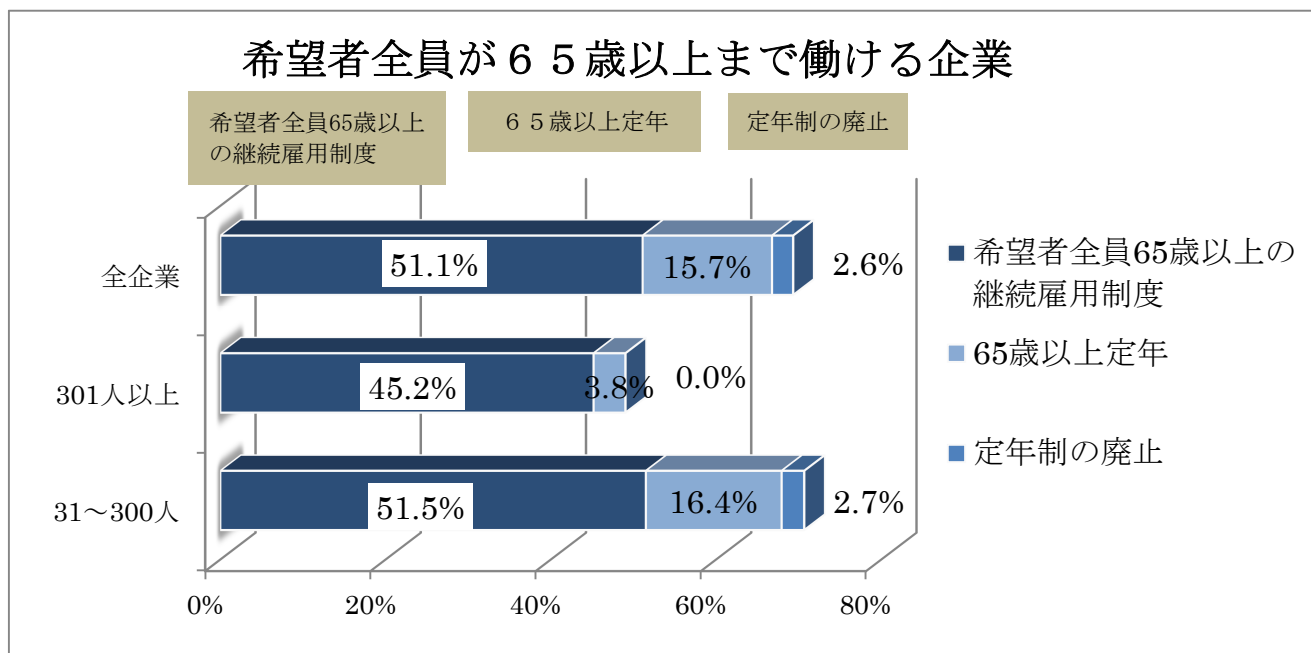
希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,169社（対前年差9社増加）、報告した全ての企業に占める割合は69.3%（同0.9ポイント減少）となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では1,118社（同8社増加）、70.7%（同1.0ポイント減少）
- ②大企業では51社（同1社増加）、49.0%（同0.5ポイント増加）となっている。

【12ページ表4】

<参考グラフ>



(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

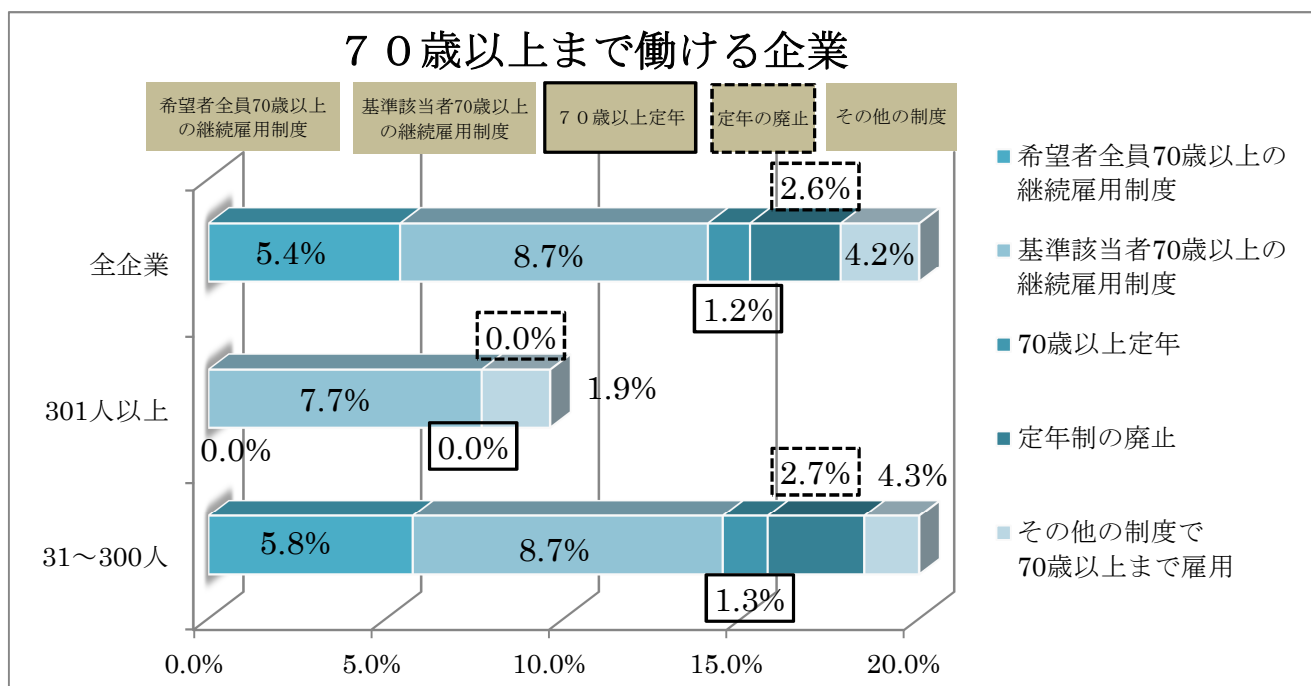
70歳以上まで働ける企業は、370社（同26社増加）、報告した全ての企業に占める割合は21.9%（同1.1ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では360社（同24社増加）、22.8%（同1.1ポイント増加）
- ②大企業では10社（同2社増加）、9.6%（同1.8ポイント増加）となっている。

【12ページ表5】

<参考グラフ>



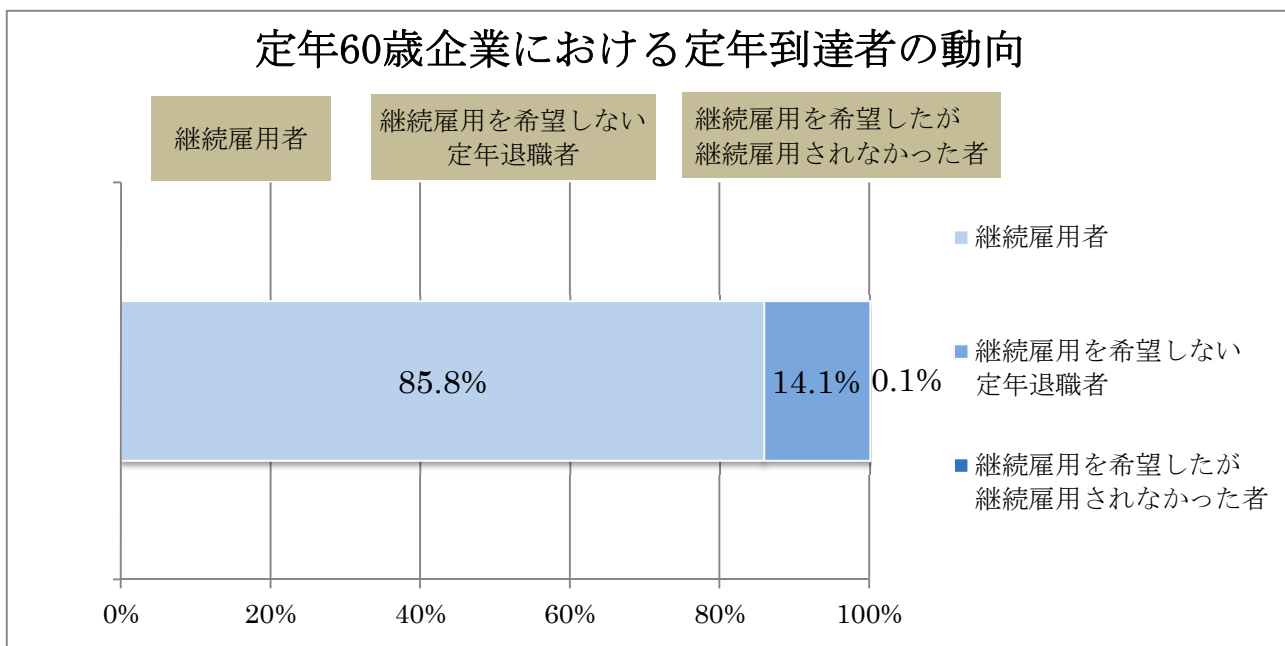
### 3. 定年到達者等の動向について

#### (1) 定年到達者の動向

過去1年間（平成26年6月1日から平成27年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者2,872人のうち、継続雇用された者は2,465人（85.8%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は28人）、継続雇用を希望しない定年退職者は405人（14.1%）、継続雇用を希望したが雇用されなかった者は2人（0.1%）となっている。

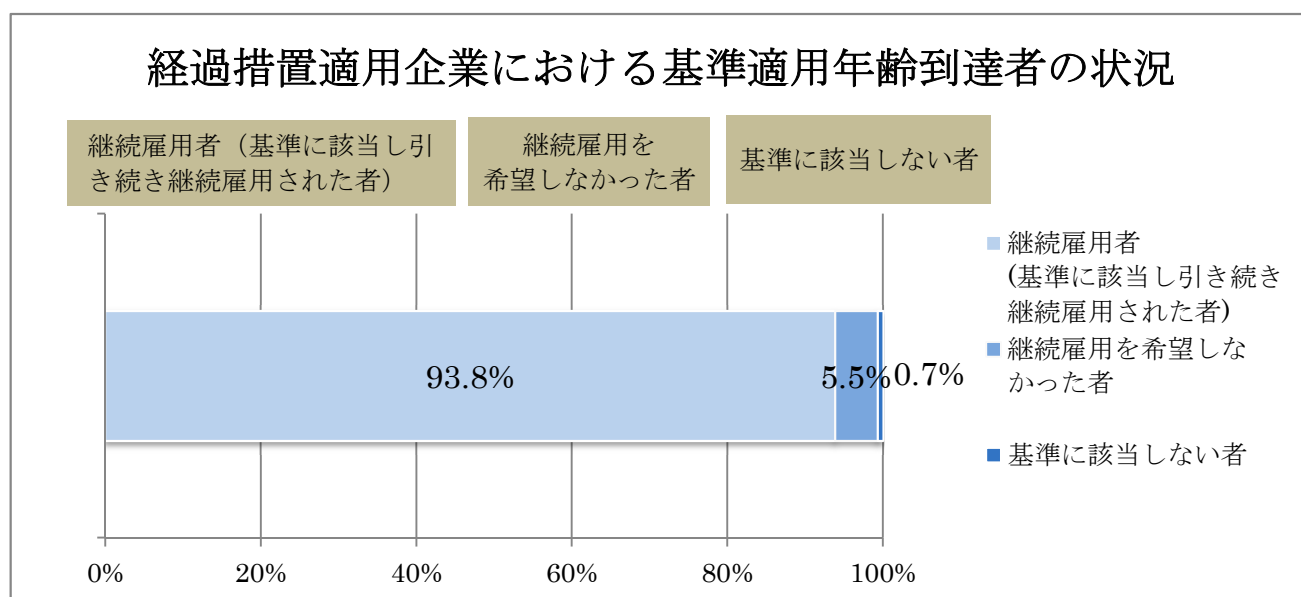
【13 ページ表6－1】

<参考グラフ>



#### (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成26年6月1日から平成27年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（61歳）に到達した者694人のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は651人（93.8%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は38人（5.5%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は5人（0.7%）となっている。【13 ページ表6－2】



#### 4. 高年齢労働者の状況

##### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

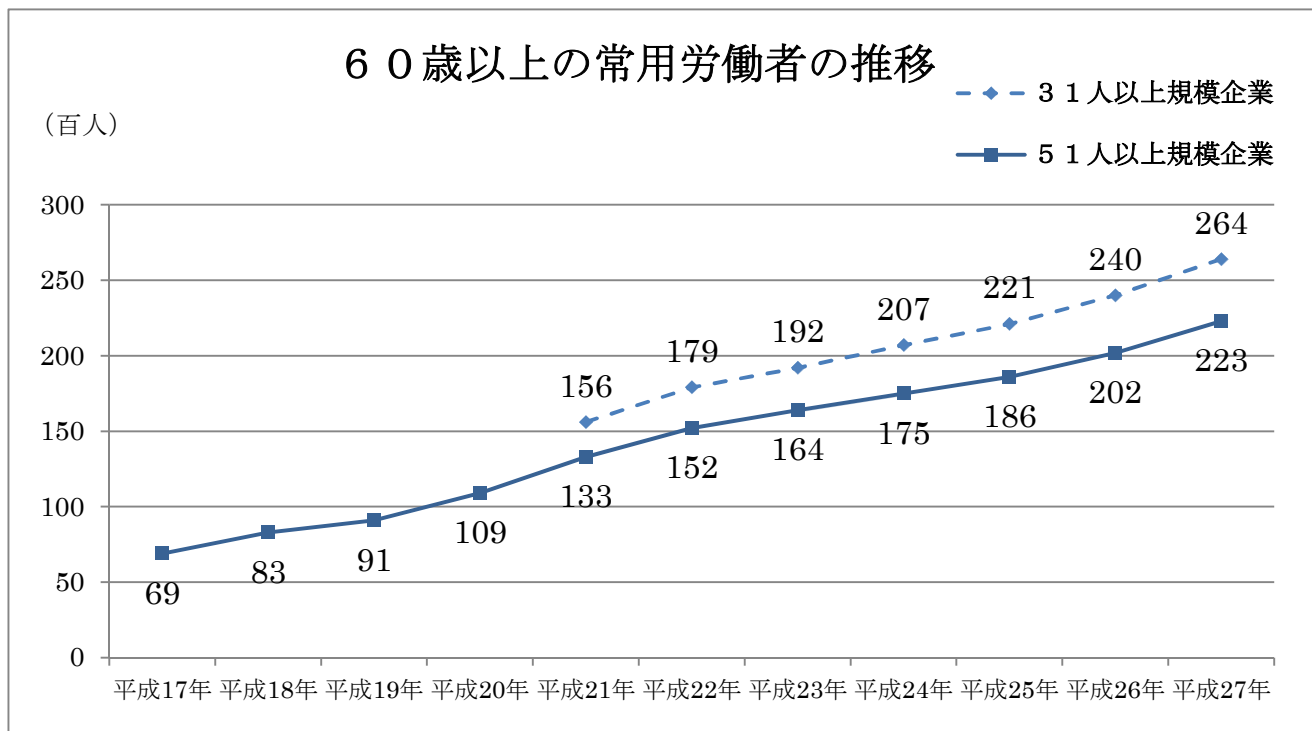
31人以上規模企業における常用労働者数（約1,929百人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約264百人で13.7%を占めている。年齢階層別に見ると、60～64歳が約172百人、65～69歳が約72百人、70歳以上が約21百人となっている。【14ページ表7】

##### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約223百人であり、雇用確保措置の義務化前（平成17年）を比較すると、約153百人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は264百人であり、平成21年と比較すると、約108百人増加している。【14ページ表7】



<参考グラフ>



## 5. 長崎労働局としての今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業（31人以上規模企業）が37社あることから、引き続き、長崎労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

### (2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	1,545	(1,490)	37	(59)	1,582	(1,549)
	97.7%	(96.2%)	2.3%	(3.8%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	598	(578)	18	(23)	616	(601)
	97.1%	(96.2%)	2.9%	(3.8%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	947	(912)	19	(36)	966	(948)
	98.0%	(96.2%)	2.0%	(3.8%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	104	(102)	0	(1)	104	(103)
	100.0%	(99.0%)	0.0%	(1.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,649	(1,592)	37	(60)	1,686	(1,652)
	97.8%	(96.4%)	2.2%	(3.6%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,051	(1,014)	19	(37)	1,070	(1,051)
	98.2%	(96.5%)	1.8%	(3.5%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
	31~50人	97.1%	(96.2%)	2.9%	(3.8%)			
51~100人	97.5%	(95.1%)	2.5%	(4.9%)				
101~300人	98.9%	(98.1%)	1.1%	(1.9%)				
301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
1,001人以上	100.0%	(90.9%)	0.0%	(9.1%)				
合計	97.8%	(96.4%)	2.2%	(3.6%)				
産業別	31人以上		51人以上					
	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
農、林、漁業	95.0%	(90.5%)	87.5%	(88.9%)	5.0%	(9.5%)	12.5%	(11.1%)
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
建設業	100.0%	(96.5%)	100.0%	(98.0%)	0.0%	(3.5%)	0.0%	(2.0%)
製造業	98.7%	(96.9%)	99.4%	(96.5%)	1.3%	(3.1%)	0.6%	(3.5%)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
情報通信業	100.0%	(90.3%)	100.0%	(85.7%)	0.0%	(9.7%)	0.0%	(14.3%)
運輸、郵便業	95.8%	(97.9%)	96.5%	(96.6%)	4.2%	(2.1%)	3.5%	(3.4%)
卸売業、小売業	95.4%	(94.4%)	96.6%	(95.3%)	4.6%	(5.6%)	3.4%	(4.7%)
金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	93.9%	(96.9%)	100.0%	(100.0%)	6.1%	(3.1%)	0.0%	(0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(97.3%)	100.0%	(98.0%)	0.0%	(2.7%)	0.0%	(2.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	98.3%	(96.7%)	100.0%	(97.3%)	1.7%	(3.3%)	0.0%	(2.7%)
教育、学習支援業	97.3%	(92.1%)	96.6%	(93.5%)	2.7%	(7.9%)	3.4%	(6.5%)
医療、福祉	98.9%	(97.5%)	98.5%	(97.8%)	1.1%	(2.5%)	1.5%	(2.2%)
複合サービス事業	85.7%	(82.1%)	88.9%	(80.0%)	14.3%	(17.9%)	11.1%	(20.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	98.2%	(98.2%)	98.7%	(98.6%)	1.8%	(1.8%)	1.3%	(1.4%)
その他	100.0%	(100.0%)	-	-	0.0%	(0.0%)	-	-
合計	97.8%	(96.4%)	98.2%	(96.5%)	2.2%	(3.6%)	1.8%	(3.5%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31~300人	43 (47)	260 (246)	1,242 (1,197)	1,545 (1,490)
	2.8% (3.2%)	16.8% (16.5%)	80.4% (80.3%)	100.0% (100.0%)
31~50人	24 (26)	130 (119)	444 (433)	598 (578)
	4.0% (4.5%)	21.7% (20.6%)	74.2% (74.9%)	100.0% (100.0%)
51~300人	19 (21)	130 (127)	798 (764)	947 (912)
	2.0% (2.3%)	13.7% (13.9%)	84.3% (83.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	4 (4)	100 (98)	104 (102)
	0.0% (0.0%)	3.8% (3.9%)	96.2% (96.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	43 (47)	264 (250)	1,342 (1,295)	1,649 (1,592)
	2.6% (3.0%)	16.0% (15.7%)	81.4% (81.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	19 (21)	134 (131)	898 (862)	1,051 (1,014)
	1.8% (2.1%)	12.7% (12.9%)	85.4% (85.0%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)	合計(①+②)
31~300人	815 (817)	427 (380)	1,242 (1,197)
	65.6% (68.3%)	34.4% (31.7%)	100.0% (100.0%)
31~50人	294 (316)	150 (117)	444 (433)
	66.2% (73.0%)	33.8% (27.0%)	100.0% (100.0%)
51~300人	521 (501)	277 (263)	798 (764)
	65.3% (65.6%)	34.7% (34.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	47 (46)	53 (52)	100 (98)
	47.0% (46.9%)	53.0% (53.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	862 (863)	480 (432)	1,342 (1,295)
	64.2% (66.6%)	35.8% (33.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	568 (547)	330 (315)	898 (862)
	63.3% (63.5%)	36.7% (36.5%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							小計(②~⑦)	合計(①~⑦)
		②自社、親会社・子会社	③自社、関連会社等	④自社、親会社・子会社、関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社、関連会社等	⑦関連会社等			
31~300人	1,193 (1,146)	33 (30)	7 (9)	5 (8)	3 (4)	1 (0)	0 (0)	49 (51)	1,242 (1,197)	
	96.1% (95.7%)	2.7% (2.5%)	0.6% (0.8%)	0.4% (0.7%)	0.2% (0.3%)	0.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.9% (4.3%)	100.0% (100.0%)	
31~50人	431 (420)	9 (6)	0 (2)	1 (2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	444 (433)	
	97.1% (97.0%)	2.0% (1.4%)	0.0% (0.5%)	0.2% (0.5%)	0.7% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.9% (3.0%)	100.0% (100.0%)	
51~300人	782 (726)	24 (24)	7 (7)	4 (6)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	36 (38)	798 (764)	
	95.5% (95.0%)	3.0% (3.1%)	0.9% (0.9%)	0.5% (0.8%)	0.0% (0.1%)	0.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)	4.5% (5.0%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	87 (84)	6 (9)	5 (2)	1 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (14)	100 (98)	
	87.0% (85.7%)	6.0% (9.2%)	5.0% (2.0%)	1.0% (3.1%)	1.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	13.0% (14.3%)	100.0% (100.0%)	
31人以上総計	1,280 (1,230)	39 (39)	12 (11)	6 (11)	4 (4)	1 (0)	0 (0)	62 (65)	1,342 (1,295)	
	95.4% (95.0%)	2.9% (3.0%)	0.9% (0.8%)	0.4% (0.8%)	0.3% (0.3%)	0.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)	4.6% (5.0%)	100.0% (100.0%)	
51人以上総計	849 (810)	30 (33)	12 (9)	5 (9)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	49 (52)	898 (862)	
	94.5% (94.0%)	3.3% (3.8%)	1.3% (1.0%)	0.6% (1.0%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)	5.5% (6.0%)	100.0% (100.0%)	

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	①	②	③	合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	定年制の廃止	65歳以上定年	希望者全員65歳以上の継続雇用制度		
31~300人	43 (47)	260 (246)	815 (817)	1,118 (1,110)	1,582 (1,549)
	2.7% (3.0%)	16.4% (15.9%)	51.5% (52.7%)	70.7% (71.7%)	100.0% (100.0%)
31~50人	24 (26)	130 (119)	294 (316)	448 (461)	616 (601)
	3.9% (4.3%)	21.1% (19.8%)	47.7% (52.6%)	72.7% (76.7%)	100.0% (100.0%)
51~300人	19 (21)	130 (127)	521 (501)	670 (649)	966 (948)
	2.0% (2.2%)	13.5% (13.4%)	53.9% (52.8%)	69.4% (68.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	4 (4)	47 (46)	51 (50)	104 (103)
	0.0% (0.0%)	3.8% (3.9%)	45.2% (44.7%)	49.0% (48.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	43 (47)	264 (250)	862 (863)	1,169 (1,160)	1,686 (1,652)
	2.6% (2.8%)	15.7% (15.1%)	51.1% (52.2%)	69.3% (70.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (21)	134 (131)	568 (547)	721 (699)	1,070 (1,051)
	1.8% (2.0%)	12.5% (12.5%)	53.1% (52.0%)	67.4% (66.5%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 70歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③70歳以上までの継続雇用制度		④ その他の制度で70歳以上まで雇用	合計 (①+②+③+④)	報告した全ての企業
			希望者全員70歳以上	基準該当者70歳以上			
31~300人	43 (47)	20 (21)	91 (88)	138 (125)	68 (55)	360 (336)	1,582 (1,549)
	2.7% (3.0%)	1.3% (1.4%)	5.8% (5.7%)	8.7% (8.1%)	4.3% (3.6%)	22.8% (21.7%)	100.0% (100.0%)
31~50人	24 (26)	10 (9)	46 (46)	44 (35)	28 (21)	152 (137)	616 (601)
	3.9% (4.3%)	1.6% (1.5%)	7.5% (7.7%)	7.1% (5.8%)	4.5% (3.5%)	24.7% (22.8%)	100.0% (100.0%)
51~300人	19 (21)	10 (12)	45 (42)	94 (90)	40 (34)	208 (199)	966 (948)
	2.0% (2.2%)	1.0% (1.3%)	4.7% (4.4%)	9.7% (9.5%)	4.1% (3.6%)	21.5% (21.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (6)	2 (2)	10 (8)	104 (103)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	7.7% (5.8%)	1.9% (1.9%)	9.6% (7.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	43 (47)	20 (21)	91 (88)	146 (131)	70 (57)	370 (344)	1,686 (1,652)
	2.6% (2.8%)	1.2% (1.3%)	5.4% (5.3%)	8.7% (7.9%)	4.2% (3.5%)	21.9% (20.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (21)	10 (12)	45 (42)	102 (96)	42 (36)	218 (207)	1,070 (1,051)
	1.8% (2.0%)	0.9% (1.1%)	4.2% (4.0%)	9.5% (9.1%)	3.9% (3.4%)	20.4% (19.7%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上までの継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

**表6-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況**

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)			継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	876	2,872	2,465	85.8% (84.3%)	28	1.0% (0.9%)	405	14.1% (15.2%)	2	0.1%	(0.5%)	454
うち女性	470	1,358	1,159	85.3% (85.1%)	5	0.4% (0.5%)	198	14.6% (14.2%)	1	0.1%	(0.7%)	134

※過去1年間(平成26年6月1日から平成27年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

**表6-2 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況**

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(61歳)がいる企業	220	694	651	93.8% (94.1%)	38	5.5% (4.9%)	5	0.7%	(1.0%)
うち女性	114	313	289	92.3% (91.3%)	23	7.3% (7.5%)	1	0.3%	(1.2%)

※平成26年6月1日から平成27年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

( )内は、平成26年6月1日現在の数値。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
51人以上 規模企業	平成17年	129,646人	(100.0)	6,931人	(100.0)	4,940人	(100.0)	1,991人	(100.0)
	平成18年	147,479人	(113.8)	8,252人	(119.1)	5,648人	(114.3)	2,604人	(130.8)
	平成19年	143,881人	(111.0)	9,142人	(131.9)	6,400人	(129.6)	2,742人	(137.7)
	平成20年	146,179人	(112.8)	10,900人	(157.3)	7,874人	(159.4)	3,026人	(152.0)
	平成21年	152,677人	(117.8)	13,324人	(192.2)	9,803人	(198.4)	3,521人	(176.8)
	平成22年	157,786人	(121.7)	15,240人	(219.9)	11,303人	(228.8)	3,937人	(197.7)
	平成23年	159,075人	(122.7)	16,369人	(236.2)	12,520人	(253.4)	3,849人	(193.3)
	平成24年	159,186人	(122.8)	17,491人	(252.4)	13,024人	(263.6)	4,467人	(224.4)
	平成25年	162,110人	(125.0)	18,643人	(269.0)	13,368人	(270.6)	5,275人 (1,240人)	(264.9)
	平成26年	164,575人	(126.9)	20,151人	(290.7)	13,941人	(282.2)	6,210人 (1,411人)	(311.9)
	平成27年	168,488人	(130.0)	22,263人	(321.2)	14,631人	(296.2)	7,632人 (1,685人)	(383.3)
31人以上 規模企業	平成21年	173,713人	(100.0)	15,572人	(100.0)	11,436人	(100.0)	4,136人	(100.0)
	平成22年	179,548人	(103.4)	17,856人	(114.7)	13,231人	(115.7)	4,625人	(111.8)
	平成23年	180,815人	(104.1)	19,184人	(123.2)	14,607人	(127.7)	4,577人	(110.7)
	平成24年	182,129人	(104.8)	20,689人	(132.9)	15,384人	(134.5)	5,305人	(128.3)
	平成25年	185,588人	(106.8)	22,109人	(142.0)	15,789人	(138.1)	6,320人 (1,496人)	(152.8)
	平成26年	188,472人	(108.5)	23,993人	(154.1)	16,446人	(143.8)	7,547人 (1,727人)	(182.5)
	平成27年	192,936人	(111.1)	26,395人	(169.5)	17,183人	(150.3)	9,212人 (2,054人)	(222.7)

※( )は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)